

中間検査実施要領

(平成11年3月31日財政局長決裁)

(目的)

第1 この要領は、仙台市検査事務要綱（昭和46年8月1日財政局長決裁。以下「要綱」という。）第2条第1項第5号に規定する工事の中間検査について必要な事項を定め、中間検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(中間検査の実施)

第2 中間検査は、完成時に確認が困難な部分及び施工上重要な節目において、工事の品質確保と技術水準の向上など技術的な観点から、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、検査を実施するものとする。

2 中間検査の対象は、別表によるものとし、原則、契約書等で指定するものとする。

3 前項の規定に関わらず、検査課長が必要と認めたときは中間検査を行うことができるものとする。

(中間検査の方法等)

第3 中間検査の方法及び検査の基準並び検査の立会いは、要綱第8条及び第9条並びに第11条を準用する。

(中間検査の手続)

第4 工事担当課長は、別表の実施時期に達したとき（検査課長が必要と認めたとき含む。）は、速やかに検査請求書（要綱様式第3-2）に契約書等及び中間検査に係る出来形部分等の各種記録を添えて、検査員に請求するものとする。

2 検査員は、前項の規定により検査請求を受けたときは、検査通知書（要綱様式第3-3）により工事担当課長に通知するものとする。

(中間検査後の措置)

第5 中間検査を行った出来形部分等について、検査員が品質確保等のため必要な指摘を行った場合には、監督職員は、指摘に対する措置結果を検査員に報告するものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分については、給付検査時（完成検査時等）の確認を省略することができるものとする。ただし、中間検査後の現場状況の変化や管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の完了)

第6 検査員は、中間検査を行ったときは、中間検査書（要綱様式第3-8）を作成するものとする。

2 検査課長は前項に規定する中間検査書を、工事担当課長に送付するものとする。

(委任)

第7 この要領の施行に関し必要な事項は、検査課長が定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年9月15日改正)

この改正は、平成21年10月1日から実施する。

附 則 (平成27年4月28日改正)

この改正は、平成27年5月1日から実施する。

附 則 (平成29年4月28日改正)

この改正は、平成29年5月1日から実施する。

附 則 (令和4年9月20日改正)

この改正は、令和4年10月1日から実施する。

別表（第2条関係）

(1/2)

	工事内容・規模等	実施時期
土木工事	1 土工事 5, 0 0 0 m ³ 以上の土工事	施工中のとき
	2 基礎工事 (1) 高さ5 m以上の土留め工法等 (2) 杭基礎（既成杭及び場所打ち杭等） (2) 地盤改良工（薬液注入、高圧噴射及び機械攪拌工法等）	施工中又は掘削完了したとき 施工中又は完了したとき 施工が完了し硬化が確認できるとき
	3 橋梁工事（耐震補強工事含む） (1) 橋台・橋脚の高さが5 m以上で、橋長1 0 m以上の下部工 (2) 床版工 (3) コンクリート橋（主としてPC橋）	施工中（基礎掘削、配筋完了）及び完了（躯体埋め戻し前）したとき 施工中（配筋完了）又は完了したとき 施工中（横組時）又は完了したとき
	4 鉄鋼工事 鋼橋・水門・可動堰・スノージェット・防雪柵等	製作工場における製作及び仮組完了したとき
	5 舗装工事 (1) 連続5 0 0 m ² 以上の路床改良工 (2) 高度な技術等によるスポーツ施設等の特殊舗装（天然芝、人工芝、チップ等）	施工中又は完了したとき 施工中（表層前）又は完了したとき
	6 トンネル工事（シールド工事含む） (1) シールド機 (2) 一次覆工	工場組立時及び現場組立時 完了時及び二次覆工コンクリート施工前のとき
	7 河川工事、下水道工事（雨水渠工事含む） 水門樋門、堰	工場製作、仮組完了時、基礎コンクリート完了したとき
	8 その他 (1) 完成検査前に水没又は隠蔽される主要な施設（水路、下水道管路、水門・堰等）がある場合 (2) 工事施工用の仮設足場や仮設道路を使用しなければ確認できない主要な工事（橋梁工事、河川工事等）である場合	水没又は隠蔽される前 仮設足場解体又は仮設道路撤去される前
建築工事	1 地業工事 杭工事及び地盤改良工事（杭状改良体）	杭芯等のずれが確認できる状況になったとき
	2 木造工事 延べ床面積が5 0 0 m ² 以上	建方が完了したとき

	工事内容・規模等	実施時期
建築 工事	<p>3 鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造工事 地上3階建て以上又は延べ床面積が1,000㎡以上の建物</p> <p>4 改修工事 外部のコンクリート打放し仕上げ、モルタル塗り仕上げ、タイル張り仕上げ等のひび割れ、欠損、浮き部において、樹脂注入、モルタル充填、ピンニング等の改修工法の場合</p> <p>5 耐震補強工事 (1) 鉄筋コンクリート造壁増設の場合 (2) 鉄骨ブレース壁増設の場合</p> <p>6 屋根塗装工事 屋内運動場等の屋根塗装の場合</p> <p>7 天井補強工事 居室で1室の天井面積が500㎡を超える場合</p>	<p>鉄骨造の建方が完了したとき 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の躯体が完了したとき</p> <p>仕上げ工事を施工する前</p> <p>壁の配筋が完了したとき ブレース取付が完了したとき</p> <p>塗装が完了し足場を解体する前</p> <p>天井下地の補強が完了したとき</p>
電気・ 機械 設備 工事	<p>1 完成検査前に水没又は隠蔽される主要な機器（汎用品を除く）がある場合</p> <p>2 工事施工中の仮設足場を使用しなければ確認できない主要な機器（汎用品を除く）がある場合</p> <p>3 工事中間時点での出来形の成否がその後の工事施工やその他の施工部分に大きく影響を与えるおそれがある場合</p>	<p>水没又は隠蔽される前</p> <p>仮設足場解体前</p> <p>次の工程に進む前</p>
その他	<p>各工事共通 施工方法及び使用する各材料等が同じ場合は、一部を抽出して検査することができる。</p>	